

病理残余試料等の取扱いについて

札幌医科大学附属病院 病理部・病理診断科では、患者と医療スタッフに質の高い検査サービスやより良い医療を提供していくため、当院にて病理診断(組織診・細胞診・剖検材料)を実施した後の残余試料を、以下の日常検査業務や教育目的にて使用させていただく場合がございます。皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

■ 残余試料の使用目的

- ・ **検査業務への使用**:精度管理、試薬・検査法変更に伴う検討
- ・ **教育**:医療関連教育機関の学生、職員などを対象とした実習、研修など
- ・ **業務に直結した研究**:検査法改善など

■ 患者様のプライバシーと権利保護について

- ・ **診療への影響**:診療に必要な検査を終了した残りの部分を使用するため、通常診療のための採取量が増えることはありません。
- ・ **費用について**:本件に関して、新たに費用負担が発生することはありません。
- ・ **個人情報の管理**:使用される試料・臨床情報については匿名化を行い、個人が特定できないように処理した上で、外部に漏れないよう厳重に管理いたします。
- ・ **遺伝子解析**:ヒトの遺伝子解析には使用しません。
- ・ **不同意の申し出**:上記内容に同意いただけない場合には、その旨をいつでもお申し出ください。使用を拒否された場合でも、診療内容に影響することなく、不利益をこうむることは一切ありません。

■ 特記事項

病理診断科・病理部の業務に直結しない医学の発展に貢献する研究で使用する場合は、別途個別に同意を得たのち、大学内の倫理委員会等で承認を得ることとなります。